参考資料2

# 住民監査請求・住民訴訟制度について

### 住民監査請求・住民訴訟制度について

#### 1 制度の意義

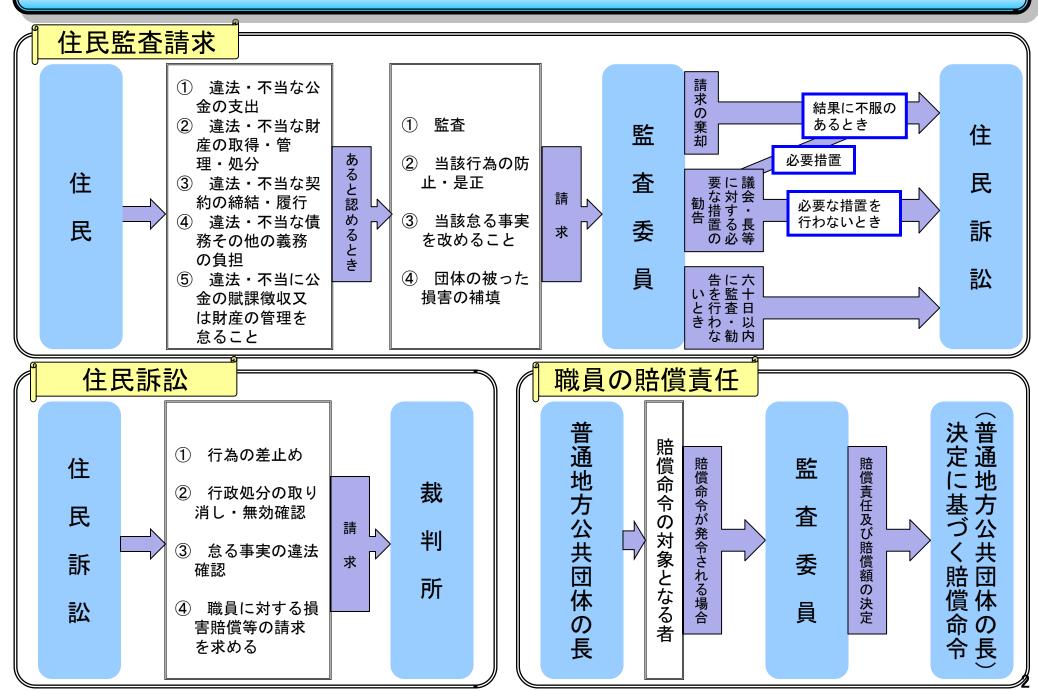
住民からの請求に基づいて、地方公共団体の執行機関又は職員の行う違法・不当な行為又は怠る事実の発生を防止し、又はこれらによって生じる損害の賠償等を求めることを通じて、地方公共団体の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的とする制度

- ・住民訴訟は、「地方自治の本旨に基づく住民参政の一環として・・・裁判所に請求する権能を与え、もって地方財務 行政の適正な運営を確保することを目的としたもの」。「地方公共団体の構成員である住民全体の利益を保障する ために法律によって特別に認められた参政権の一種であり、その訴訟の原告は、・・・住民全体の利益のために、いわ ば公益の代表者として地方財務行政の適正化を主張するもの」(最判昭和53年3月30日)
- ・住民訴訟制度を「設けるか否かは立法政策の問題であって、これを設けないからとて、地方自治の本旨に反すると はいえない」(最判昭和34年7月20日)

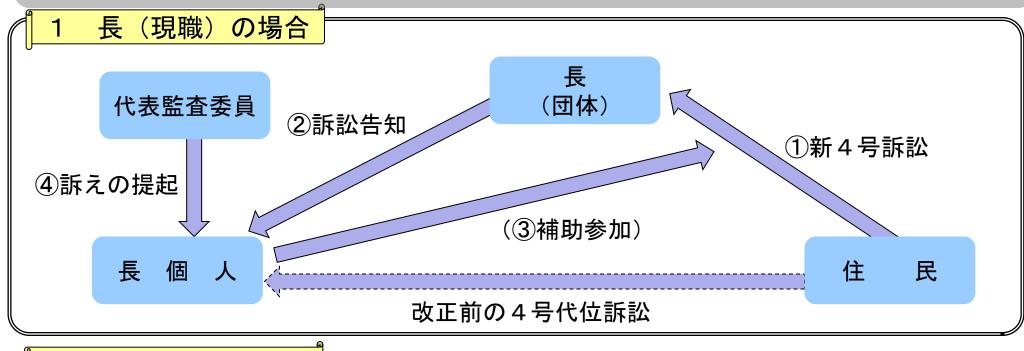
#### 2 制度の概要

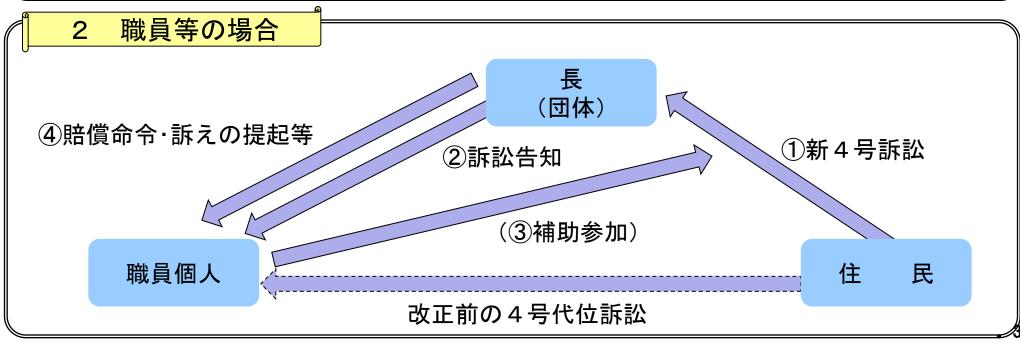
- (1)監査請求前置主義 住民監査請求をして、その結果を待たなければ住民訴訟を提起できない。
- (2)住民訴訟を提起する者(原告) 当該地方公共団体の住民であって、住民監査請求をした者
- (3)住民訴訟の対象違法な財務会計上の行為等に限定
- (4) 訴訟の法的性格 個人の権利利益と関係なく、客観的な法秩序の維持を目的とする客観訴訟である民衆訴訟の 一種(行政事件訴訟法第5条、第43条及び地方自治法第242条の2第11項)

# 住民監査請求制度、住民訴訟制度及び職員の賠償責任の手続上の流れ



### 新4号訴訟について





### 住民監査請求の実施状況

#### 〇 住民監査請求

(単位:件)

	監査請求の件数	うち取下げ	うち却下	うち棄却	けの割りをリッに	うち監査結果を出 さなかったもの(合 議不調)
都道府県	338	13	187	125	11	2
市区	1,159	20	440	625	64	10
町村	301	4	106	173	16	2
合 計	1,798	37	733	923	91	14

※注1 住民監査請求の件数は、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に請求があったものの計数である。

出典:総務省調べ

### 住民訴訟の実施状況

#### 〇 住民訴訟

(単位:件)

	住民訴訟の件数	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	係争中等
都道府県	161	22	53	5	1	92
市区	379	41	114	13	2	226
町村	89	19	29	4	1	44
合 計	629	82	196	22	4	362

※注1 住民訴訟の件数は、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に請求があったものの計数である。

※注2 訴訟結果については、重複回答があるため、訴訟の件数と訴訟結果の合計は異なる。

出典:総務省調べ

## 住民訴訟の主な事例

#### 〇 住民訴訟事例

訴訟類型	自治体名	事件の内容	訴訟の理由	訴訟結果
1号訴訟	愛知県		監査委員の監査の結果又は勧 告に不服がある場合	請求棄却
2号訴訟	大分県		監査委員の監査の結果又は勧 告に不服がある場合	請求却下
	香川県 高松市 (旧国分寺町)		監査委員の監査の結果又は勧 告に不服がある場合	請求棄却
3号訴訟	高知県	県の補助金により建設された施設が特定の者のみの利用に供されており、また、当該施設は「特定の者」の敷地に建設されているが敷地利用権につき契約が締結されていないなど適化法に反する違法なものであるが、これに対して補助金返還請求を怠っているとして、この違法確認を求める。	告に不服がある場合	請求却下
	岡山県 倉敷市	土木建設業者らが行った談合によって市が被った損害賠償請求権 の行使を怠る事実の確認請求。	監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	原告一部 勝訴
4号訴訟	愛知県	はかヨなものであり、夫他設計負用に又出した観を損者観として、  市長が西尾市に返還するよう求める。	議会、長、その他の執行機関又 は職員が必要な措置を講じない 場合	請求棄却
			監査委員の監査の結果又は勧 告に不服がある場合	請求棄却

※注1 住民訴訟事例は、平成15年4月1日から平成19年3月31日までの事例である。 出典:総務省調べ

### 権利を放棄する旨の議決をした事例【高裁判決】

Γ	T	-
市町名	事案の概要	高裁判決要旨
(旧) 玉穗町 (山梨)	町が締結した公共工事契約が、当時の町長であった被告が漏えいした予定価格を基に行われた談合の結果、不当に高額に締結されたとして、原告が、町に代位して、被告に対し、談合がなければ形成されたであろう請負代金額と実際の請負代金額との差額相当額の損害賠償を求めた事案(旧4号訴訟)	◇東京高等裁判所平成18年7月20日判決 ※議決を <u>有効</u> と判断 「住民訴訟は、地方公共団体の執行機関又は職員による財務会計上の 違法な行為又は怠る事実が当該地方公共団体の構成員である住民全体 の利益を害することにかんがみ、住民が当該地方公共団体に代わって 提訴し、自らの手により違法の防止又は是正をし、もって地方財務行 政の適正な運営を確保することを目的とするものであるが、他方、住 民訴訟が提起されたからといって、住民の代表である地方公共団体の 議会がその本来の権限に基づいて住民訴訟における個別的な請求に反 した議決に出ることまで妨げられるべきものではない。」
久喜市(埼玉)	市が、市の職員を土地区画整理組合に派遣し、同職員に対して給料等を治法、地方自治法、地方自治法、公益法人等への一般職の地方公務員の、派遣等に関する法律に反し違法であるとは、前記組合等の計算を、前記給与等の計算をである。 「前、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	◇東京高等裁判所平成19年3月28日判決 ※議決は <u>有効</u> と判断 「地方自治法96条1項10号は、議会の議決事項として、「法律若した。 した。 した。 した。 した。 した。 した。 した。 した。 した。

市町名	事案の概要	高裁判決要旨
神戸市(兵庫)	市から外郭団体(20団体)に支出した補助金・委託料は、市の派遣遺法の人件費相当額を含んでおり、派遣遺法と市長に対して、は世界が、本学のは、本学のは、本学のは、本学のは、本学のは、本学のは、本学のは、、、、、、、、、、	◇大阪高等裁判所平成21年11月27日判決 ※議決を無効と判断 「住民訴訟の制度が設けられた趣旨、一審で控訴人が敗訴し、これに対する控訴審の判決が予定されていた直前に本件権利の放棄がなされたこと、本件権利の内容、認容額、同種の事件を含めて不当利得返還請求権及び損害賠償請求権を放棄する旨の決議の神戸市の財政に対する影響の大きさ、議会が本件権利を放棄する旨の決議をする合理的な理はなく、放棄の相手方の個別的・具体的な事情の検討もなされていないこと等の事情に照らせば、本件権利を放棄する議会の決議は、地方公共団体の執行機関(市長)が行った違法な財務会計上の行為を放置し、損害の回復を含め、その是正の機会を放棄するに等しく、また、本件住民訴訟を無に帰せしめるものであって、地自法に定める住民訴訟の制度を根底から否定するものといわざるを得ず、上記議会の本件権利を放棄する旨の決議は、議決権の濫用に当たり、その効力を有しない。」【※上告審係属中】
(旧) 氏家町 (栃木)	町が浄水場建設予定地として購入した土地の代金が適正価格を超えていたとして、住民が、市長に対し、当時の町長に適正価格との差額についての損害の賠償をするよう求めた事案(新4号訴訟)	◇東京高等裁判所平成21年12月24日判決 ※議決を無効と判断 「地方自治法96条1項10号に基づく権利の放棄の可否は、議会の 良識にゆだねられているものではあるが、裁判所が存在すると認定判 断した損害賠償請求権について、これが存在しないとの立場からが、 判所の認定判断を覆し、あるいは裁判所においてそのような判断がな されるのを阻止するために権利放棄の決議をすることは、損害賠償請 求権の存否について、裁判所の判断に対して、議会の判断を易場合に ようとするものであって、権利義務の存否について争いがある場合に は、その判断を裁判所に委ねるものとしている三権分立の趣旨に反す るものというべきであり、地方自治法も、そのような裁判所の認定判 断を覆す目的のために権利放棄の議決が利用されることを予想・認容 しているものと解することはできない。 したがって、本件議決は、地方自治法により与えられた裁量権を逸 脱又は濫用したものとして違法無効なものというべき 決により損害賠償請求権は消滅するものではない。」 【※上告審係属中】